

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱

第1章 総 則

第1 目的

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度（以下「認証制度」という。）実施要綱は、京都市内で食品の調理、加工、製造及び販売過程において、食品に起因する衛生上の危害の発生の防止等を図るため、食品等事業者が自ら行う衛生管理について、本市が定める基準を満たしていると認められる施設を認証することにより、営業施設の衛生水準の向上を推進し、衛生管理の不備に起因する食品事故等の発生防止に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 食品等事業者とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「法」という。）第55条又は食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第52条の規定により許可を受けた事業者、法第57条の規定により届出を行った事業者及び別に定める事業者をいう。
- (2) 営業施設とは、法第55条又は旧法第52条の規定により許可を受けた施設、法第57条の規定により届出を行った施設及び別に定める施設をいう。
- (3) 衛生管理マニュアルとは、当該施設における衛生管理手順等が記載された衛生管理点検票及び別表3に掲げる書類一式をいう。
- (4) 認証とは、京都市長（以下「市長」という。）が食品等事業者からの申請に基づき提出された衛生管理マニュアル等について、認証基準を満たす衛生管理が実施されているか実地調査も含め確認し、適合する営業施設について市長が認証を行うことをいう。

第3 責務

この要綱における本市及び食品等事業者の責務は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 市長は、認証基準を定め、認証制度の適正な運用及びその普及に努めるとともに公平・公正に認証の審査を行い、審査の信頼性の確保に努める。
- (2) 市長は、食品等事業者からの申請事務等を適正かつ円滑に運営することに努める。
- (3) 認証を受けた食品等事業者は、認証基準を遵守し、より安全性の高い食品を提供するよう努める。

第2章 認 証

第4 対象業種

認証の対象は、食品等事業者のうち法第55条又は旧法第52条の規定による業種及び法第57条の規定による業種とする（ただし、自動販売機、臨時的営業及び簡易な業種は対象外とする。）。

2 認証業種については、次のとおり前項に定める業を二分類する。

- (1) 食品営業 法第55条又は旧法第52条の規定により許可を受けたもの、法第57条の規定により届出を行った製造業及び給食施設
- (2) 食品販売業 法第57条の規定により届出を行った販売業

第5 認証基準

認証を申請する食品等事業者が、認証を受けようとする営業施設ごとに遵守しなければならない基準等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 別表1に規定する衛生管理システムを構築し、別表2に基づいた衛生管理の方法、頻度及び記録の方法等を定めなければならない。ただし、当該営業施設において生食用の食肉（牛肉、ただし内臓を除く。）を取り扱う場合は、厚生労働省が規定する規格基準を遵守しなければならない。

- (2) 法第57条に規定する営業等届出施設にあっては、食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例（京都府条例第5号、平成12年3月28日公布）第4条及び食品衛生法施行細則（京都府規則第12号、平成12年3月20日公布）別表第2第1に規定する基準を準用する。
- 2 認証を申請する食品等事業者は、前項の規定により自らが定めた衛生管理の方法等を記載した衛生管理マニュアルを作成し、保存しなければならない。
- 3 認証を受けた食品等事業者は、衛生管理マニュアルに基づく記録を1年以上保存しなければならない。

第6 認証の新規申請

新たに認証の申請をしようとする食品等事業者は、認証を受けようとする営業施設又は業種ごとに、別記第1号様式による申請書に、次の第1号から第4号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 衛生管理マニュアル（正副2部）
 - (2) 衛生管理マニュアルに規定する記録様式の写し（正副2部）
 - (3) 法第55条又は旧法第52条に規定する営業許可証等の写し又は法第57条に基づく届出等を行ったことを証する書類の写し（以下「営業許可証等の写し」という。）
 - (4) 食品衛生責任者等の資格を有する書類の写し
- 2 前項の規定に関わらず、総合衛生管理製造過程の承認等の認証を取得している場合にあっては、その認証を証する書類又は写しを添付することにより、前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

第7 認証の申請者及び欠格要件

認証の申請を行うことができる者は、第2に掲げる食品等事業者とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する食品等事業者は、第6（認証の新規申請）の申請をすることができない。
- (1) 第15（認証の取り消し）の規定により認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない場合
 - (2) 法第59条又は法第60条の処分等が終了した日から起算して2年を経過しない場合

第8 認証の更新申請

認証を受けた食品等事業者が、認証の有効期間満了に際し引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間が満了する日の1箇月前までに、別記第1号様式による申請書に、次の第1号から第4号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 衛生管理マニュアル（正副2部）
 - (2) 衛生管理マニュアルに規定する記録の写し（正副2部）
 - (3) 現在受けている認証書の写し
 - (4) 営業許可書等の写し
- 2 前項の規定に関わらず、現在認証を受けている衛生管理マニュアルに定める書類の内容に変更がない場合及び第6第2項の規定に該当する場合は、前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

第9 認証審査事項の変更申請

認証を受けた食品等事業者が、衛生管理マニュアル等の内容を変更しようとするときは、別記第1号様式による申請書に、変更の内容を明記した書類（正副2部）及び認証書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請であって、第4に定める対象業種を変更又は追加する場合は、1に定める添付書類に加え、営業許可書等の写しも添付すること。

第10 認証申請書の変更届

認証を受けた食品等事業者は、次の第1号から第3号までに掲げる事項を変更したとき、又は法第56

条又は法第57条第2項の規定に係る地位の承継を行ったときは、別記第2号様式による変更等届出書に変更内容が確認できる書類（法人にあつては登記事項証明書等）及び認証書を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 認証を受けた食品等事業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 認証を受けた食品等事業者の氏名（法人にあつては、名称、代表者の氏名）
- (3) 営業施設の名称、屋号又は商号

- 2 市長は、前項に規定する変更届出書を受理したときは、届出内容を確認のうえ、届出のあった食品等事業者に対し認証書を再発行するものとする。ただし、第1号の変更については認証書の添付は不要とし、再発行は行わない。

第11 実地調査

第6（認証の新規申請）、第8（認証の更新申請）、第9（認証審査事項の変更申請）に係る認証を受けようとする食品等事業者は、衛生管理マニュアル等に基づく実施状況等について医療衛生センター又は医療衛生企画課の調査員（以下「調査員」という。）が行う実地調査を受けなければならない。ただし、第6第2項の規定に該当する場合はこの限りではない。

- 2 実地調査の結果、衛生管理マニュアル等の内容及び実施状況に不備な点がある場合、調査員はそれを指摘し、食品等事業者は改善するよう努めなければならない。
- 3 調査員は、前項の改善状況を確認するため、必要に応じ再度実地調査を行わなければならない。

第12 認証審査及び認証書の交付等

市長は、認証基準に基づく申請書類等の確認及び衛生管理マニュアル等の実施状況を確認する実地調査の結果等に基づき審査した結果について次の各号に掲げるいずれかの通知書を、遅滞なく食品等事業者に交付しなければならない。

- (1) 認証基準等に適合すると判定するときは、別記第3号様式又は別記第4号様式による認証書
- (2) 認証基準等に適合しないと判定するときは、別記第5号様式による通知書

- 2 認証を受けた食品等事業者が、交付された認証書を紛失又はき損したときは、別記第6号様式の認証書再交

付申請書にき損した場合は当該認証書を添えて、遅滞なく市長に再交付の申請をしなければならない。

- 3 前項の規定により再交付の申請のあった食品等事業者に対し、市長は認証書を再交付するものとする。

第13 認証の有効期間

第6（認証の新規申請）の規定に係る認証の有効期間は、認証の日から5年間とする。

- 2 第8（認証の更新申請）の規定に係る認証の有効期間は、5年間とする。
- 3 第9（認証審査事項の変更申請）及び第10（認証申請書の変更届）第3項の規定に係る認証の有効期間は、それぞれ変更申請又は変更届出前の認証に係る有効期間とする。
- 4 第12（認証審査及び認証書の交付等）第3項の規定に係る認証の有効期間は、当該認証に係る有効期間とする。

第14 認証書等の掲示

認証を受けた食品等事業者は、第10第3項、第12第1項第1号又は第3項の規定により交付された認証書を、認証を受けた営業施設において掲示することができる。

- 2 認証を受けた食品等事業者は、別に定める認証マークを当該営業施設で製造・加工等された認証に係る製品に表示及び当該営業施設に掲示することができる。

第15 認証の取り消し

市長は、認証をした食品等事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

- (1) 第6（認証の新規申請）、第8（認証の更新申請）、第9（認証審査事項の変更申請）に規定する申請に偽り若しくはその他の不正手段により認証を受けたことが判明したとき。

- (2) 認証基準からの逸脱のおそれがあり、相当の期間を定めて、改善を求めてもなお改善されないとき。
- (3) 法第59条又は60条の処分等を受けたとき。
- (4) 第7第2項の規定により認証等が取り消されたとき。
- 2 認証を受けた食品等事業者は、第1項第4号に該当した場合には、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により認証を取り消すときは、当該食品等事業者に対して別記第7号様式による認証取消通知書を交付するものとする。
- 4 認証を受けた食品等事業者が第3項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を市長に返納し、取り消された時点以降に製造・加工等する認証に係る製品に第14第2項に規定する認証マークの表示及び掲示をしてはならない。

第16 認証の辞退等

食品等事業者は、次の各号に該当する場合は、別記第8号様式により、市長に認証書を添えて速やかに届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証を受けた営業施設を廃業又は廃止したとき。

第17 立入等

調査員は、認証に係る業務を行うために、認証を申請した食品等事業者から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、食品等事業者の了解を得たうえで、認証の営業施設及びその営業施設を管理する事務所等に立ち入ることができる。

- 2 調査員は、認証を申請した食品等事業者に対し、認証に係る衛生管理マニュアル等の内容及び営業施設の衛生管理に関して技術上の助言を行うことができる。

第18 実施状況の把握

市長は、認証を受けた営業施設において、衛生管理マニュアル等に基づく実施状況の把握に努めなければならない。

第3章 雑 則

第19 認証等を受けた食品等事業者の公表

市長は、認証を受けた食品等事業者の名称等を公表することとする。

第20 その他

その他認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年6月21日から実施する。

附則

この要綱は、平成19年3月30日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成20年8月29日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成25年2月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

別表 1（第 5 関係）

衛生管理システムの構築

第 1 衛生管理システムの構成要員の選任

認証を受ける施設ごとに従業員等の中から、施設独自の衛生管理システムの導入から運用、見直し等を担う者を選任し、役割分担等を記載した書類を作成すること。

第 2 製品説明書

製造、調理又は加工（以下「製造」という。）、販売する製品又は製品分類（以下「製品」という。）ごとに、使用する原材料及び原材料の情報、最終製品及び最終製品の情報、並びに使用方法等を記載した製品説明書を作成すること。

第 3 製造又は加工工程図

原材料の受け入れから最終製品の出荷に至る一連の製造工程の流れを記載した製造工程図を作成すること。

また、第 2 から第 4 までに作成した書類及び施設の調査を行い、原材料の受け入れから最終製品の出荷に至る一連の製造工程において、発生しうる危害原因物質とその危害の要因、防止措置を記載すること。

第 4 施設設備の図面

施設の設定、機械、器具の配置及び原材料の受け入れから最終製品の出荷に至る一連の製造工程等を記載した施設の図面を作成すること。

第 5 衛生管理点検票

第 3 で作成した危害分析に基づく管理事項と管理基準、確認方法、頻度、記録文書名等を記した衛生管理点検票を作成する。

別表２（第５関係）

衛生管理点検票には、以下の衛生管理手順等が記載されていること。なお、該当する施設・設備が設置されていない場合を除く。

1 施設設備の衛生管理

項目	内容
衛生管理基準 (施設設備)	・ 施設設備に起因する危害の発生を抑える管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

2 機械器具類の衛生管理

項目	内容
衛生管理基準 (機械器具類)	・ 製造又は加工工程図に基づき、機械器具類に起因する危害の発生を抑える管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

3 食品等の衛生的な取扱い(原材料)

項目	内容
衛生管理基準 (原材料の取扱い)	・ 製造又は加工工程図に基づき、原材料の受け入れ、取扱いに起因する危害の発生を抑える原材料の受け入れの基準、管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

4 食品等の衛生的な取扱い(調理・製造工程)

項目	内容
衛生管理基準 (調理、製造工程中の取扱い)	・ 製造又は加工工程図に基づき、調理、製造工程中の取扱いに起因する危害の発生を抑える管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

5 食品等の衛生的な取扱い(製品)

項目	内容
衛生管理基準 (製品の取扱い)	・ 製造又は加工工程図に基づき、製品の取扱いに起因する危害の発生を抑える管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

6 使用水の衛生管理

項目	内容
衛生管理基準 (使用水)	・ 製造又は加工工程図に基づき、使用水に起因する危害の発生を抑える管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

7 廃棄物及び排水の衛生管理

項目	内容
衛生管理基準 (廃棄物、排水)	・ 製造又は加工工程図に基づき、廃棄物及び排水に起因する危害の発生を抑える管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

8 ねずみ、こん虫の防除

項目	内容
衛生管理基準 (ねずみ、こん虫)	・ 製造又は加工工程図に基づき、ねずみ、こん虫の発生及び駆除作業に起因する危害の発生を抑える管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

9 従事者の教育訓練

項目	内容
講習会等への受講	・ 食品等事業者又は食品等事業者が必要と認めた従事者は、食品衛生講習会等を受講し、他の従業員への伝達方法が定められていること。
従事者の衛生教育	・ 衛生教育の実施方法が定められていること。

10 従事者の衛生管理

項目	内容
従事者の衛生管理基準	・ 従事者に起因する危害の発生を抑える管理、点検方法及び逸脱時の対応方法が定められていること。

11 危機管理(回収等を含む)体制等

項目	内容
事故発生時の対応	・ 食中毒等事故の発生時及び製品検査等に基づく基準超過時の対応方法、苦情処理手順、製品の具体的な回収方法、医療衛生センター等への報告手順等が定められていること。

12 検食の保存

項目	内容
検食の保存	・ 飲食店営業の場合は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和3年条例第51号)第1条の規定による廃止前の「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」に規定する以上の期間、保存する旨が定められていること。

13 製品の検査

項目	内容
製品等の検査	・ 原材料、半製品、製品、器具等を対象に、製造又は加工工程図を考慮した細菌等の微生物学的検査、添加物等の化学的検査、異物混入等の物理学的検査の実施手順を定めるとともに、検査の結果不適となった場合の対処方法が定められていること。

別表3（第6、第8関係）

- 1 衛生管理システムの構成要員の役割分担表
- 2 製品説明書
- 3 製造又は加工工程図（製品製造又は加工の作業手順を含め記載）
- 4 施設設備の図面

別記第1号様式（第6、第8、第9関係）

認証（新規・更新・審査事項の変更）申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者氏名（フリガナ）（法人にあっては名称及び代表者名） 電話 ー

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱の規定により、認証の審査を申請します。				
申請の種類		☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 認証審査事項の変更		
営業施設	名称、屋号又は商号	電話 ー		
	所在地			
認証の業種				
現に受けている認証番号、 認証年月日及び有効期間 （更新及び変更申請時に限る。）		認証番号	第 号	認証年月日 年 月 日
		有効期間	年 月 日	
申請者の 欠格事項	京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱第15の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	☐ 無 ☐ 有		
	食品衛生法第59条又は第60条の処分を受け、その処分が終了した日から起算して2年を経過しないこと。	☐ 無 ☐ 有		

添付書類

- (1) 衛生管理マニュアル（正副2部）
- (2) 衛生管理マニュアルで規定する記録の写し
- (3) 認証書の写し（更新及び認証審査事項の変更申請時に限る。）
- (4) 営業許可証等の写し（新規及び更新申請時に限る。）
- (5) 変更内容を明記した書類（正副2部）（認証審査事項の変更申請時に限る。）
- (6) 食品衛生責任者等の資格を有する書類の写し（新規及び認証審査事項（食品衛生責任者等）の変更申請時に限る。）

備考

- 1 該当する□に✓印を記入してください。
- 2 更新申請時の添付書類(1)、(2)について、新規認証申請時に提出したものと変更がない書類については、省略することができる。
- 3 なお、国際規格認証（ISO22000（食品安全マネジメントシステム）、HACCP（食品衛生管理規格）等）を取得している場合には、その認証を証する書類等の写しを添付することにより、(1)、(2)を省略することができる。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第2号様式（第10関係）

変 更 等 届 出 書

(あて先) 京都市長		年 月 日			
届出者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		届出者氏名 (フリガナ) (法人にあっては名称及び代表者名) 電話 ー			
☐ 京 (みやこ) ・食の安全衛生管理認証制度実施要綱第10第1項及び第2項の規定により、 の変更について 届け出ます。 ☐ 地位の承継 (☐ 相続 ☐ 合併 ☐ 分割) を					
営業 施設	名称、屋号又は商号	電話 ー			
	所 在 地				
認 証 の 業 種					
認証番号及び認証年月日		認証番号	第 号	認証年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日			
変更内容	変 更 前				
	変 更 後				

添付書類

- (1) 変更内容を確認できる書類 (変更の届出時に限る。)
- (2) 登記事項証明書 (法人の変更事項の届出の場合及び合併、分割の場合に限る。)
- (3) 戸籍謄本、相続同意書及び申立書 (相続の場合に限る。)
- (4) 認証書

備考 該当する□に✓印を記入してください。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第3号様式（第12関係）

認証第		号
認 証 書		
氏	名	
施 設 の 名 称		
施設の所在地		
認 証 の 業 種		
認証 マーク		
京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱第12第1項の規定により、食品営業（又は食品販売業）の認証基準に適合していると認められたので、認証します。		
年	月	日
京都市長		印
条 件 この認証の有効期限は、 年 月 日までとする。		
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。		

別記第4号様式（第12関係）

認証第		号
認 証 書		
氏	名	
施 設 の 名 称		
施設の所在地		
認 証 の 業 種		
認証 マーク		
京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱第12第1項の規定により、認証基準及び生食用食肉の取扱いにおける規格基準に適合していると認められたので、認証します。		
年	月	日
京都市長		印
条 件 この認証の有効期限は、 年 月 日までとする。		
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。		

別記5号様式（第12関係）

認証審査結果通知書

年 月 日

様

京都市長

年 月 日付けで認証申請のありました下記施設について、京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱第12第1項の規定により、審査を行った結果、認証基準等に適合しないと判定しましたので通知します。	
審査年 月 日	年 月 日

記

申請の種類		☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 認証審査事項変更
申請者氏名（法人にあっては名称及び代表者名）		
施設	名称、屋号又は商号	
	所在地	
認証の業種		

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第6号様式（第12関係）

認証書再交付申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者氏名（フリガナ）（法人にあっては名称及び代表者名） 電話 ー

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱第12第2項の規定により、認証の再交付を申請します。				
営業施設	名称、屋号又は商号	電話 ー		
	所在地			
認証の業種				
現に受けている認証番号、 認証年月日及び有効期間	認証番号	第 号	認証年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日まで		
申請の理由		☐ き損したため ☐ 紛失したため		

添付書類

（1）認証書（き損した場合に限る。）

備考 該当する□に✓印を記入してください。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第7号様式（第15関係）

認 証 取 消 通 知 書

年 月 日

様

京都市長

下記施設について、京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱第15の規定により認証を取り消します。	
取 消 理 由	☐ 第15第1項第1号の規定による ☐ 第15第1項第2号の規定による ☐ 第15第1項第3号の規定による ☐ 第15第1項第4号の規定による

記

申請者氏名（法人にあっては名称及び代表者名）				
申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
営業施設	名称、屋号又は商号			
	所 在 地			
認 証 の 業 種				
現に受けている認証番号、 認証年月日及び有効期間	認証番号	第 号	認証年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日まで		

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第8号様式（第16関係）

認 証 の 辞 退 ・ 廃 止 届

（あて先） 京都市長	年 月 日
届出者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者氏名（フリガナ）（法人にあっては名称及び代表者名） 電話 ー

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱第16の規定によりするので届け出ます。		☐ 認証を辞退 ☐ 認証施設を廃止		
営業施設	名称、屋号又は商号			
	所 在 地			
認 証 の 業 種				
現に受けている認証番号、 認証年月日及び有効期間	認証番号	第 号	認証年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日まで		
理 由				

添付書類

（1） 認証書

備考 該当する□に✓印を記入してください。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。